

鹿 児 島 県 公 報

令和 2 年 9 月 8 日（火）第 139 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 生産事業者の登録 (森林経営課取扱い) 1
 ○漁船保険義務付保発起の届出及び指定漁船調書の縦覧 (水産振興課取扱い) 1
 ○公共測量の実施 (監理課取扱い) 2
 ○道路の供用の開始 (道路維持課取扱い) 2
 ○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (大隅地域振興局取扱い) 2
- 公 告
- 落札者等の公告（2件） (会計課取扱い) 2
 (高校教育課取扱い) 3
- 選 挙 管 理 委 員 会 告 示
- 不在者投票を行うことができる病院等の指定の一部改正（※） (選挙管理委員会取扱い) 3
- 公 安 委 員 会 告 示
- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 4
- 公 安 委 員 会 公 告
- 令和 2 年度駐車監視員資格者講習及び認定考査実施公告 (交通指導課取扱い) 4

告 示

鹿児島県告示第821号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第1項の規定により、次のとおり生産事業者として登録した。

令和 2 年 9 月 8 日

鹿児島県知事 塩田康一

登録番号	生産事業者の氏名及び住所	生産事業の内容	事業所の名称及び所在地
第2144号	駒水 克年 枕崎市駒水町172番地	種穂の採取 幼苗の育成	駒水 克年 枕崎市駒水町172番地

鹿児島県告示第822号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を令和 2 年 9 月 8 日から同月22日まで鹿児島県漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和 2 年 9 月 8 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 発起人の住所及び氏名
 南さつま市坊津町秋目744番地 今城雅彦
 南さつま市坊津町秋目1032番地 3 吉田和夫

南さつま市坊津町秋目462番地 富田照昭

- 2 加入区
秋目加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
鹿児島県漁業協同組合

鹿児島県告示第823号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、志布志市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 2 年 9 月 8 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（確定測量）
- 2 作業の期間 令和 2 年 8 月 3 日から令和 3 年 3 月 19 日まで
- 3 作業の地域 志布志市有明町野井倉地内

鹿児島県告示第824号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和 2 年 9 月 8 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 9 月 8 日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	永吉入佐鹿児島線	鹿児島市上谷口町4570番2地先から4500番2地先まで	令和 2 年 9 月 8 日

大隅地域振興局告示第22号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和 2 年 9 月 8 日

大隅地域振興局長 松菌英昭

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
児童発達支援事業所ひまわり	鹿屋市寿七丁目2番25号	株式会社優寿	鹿屋市新栄町2番14号	前迫 学	令和 2 年 9 月 1 日	児童発達支援

公 告

落札者等の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和 2 年 9 月 8 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
電子計算機サービス及び関連のサービス（歳出07節削除に係る財務会計システム改修業務委託） 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県出納局会計課出納管理係

- 鹿児島市鴨池新町10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和 2 年 8 月 5 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士通株式会社鹿児島支店
鹿児島市山之口町 3 番31号
- 5 随意契約に係る契約金額
46,860,000円
- 6 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第11条第 1 項第 1 号該当

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和 2 年 9 月 8 日

鹿児島県教育委員会教育長 東條広光

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
- (1) 学習者用コンピュータの賃貸借 2,106台
- (2) 指導者用コンピュータの賃貸借 190台
- (3) プロジェクタ型大型提示装置の賃貸借 434台
- (4) ディスプレイ型大型提示装置の賃貸借 197台
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県教育庁高校教育課企画助成係
鹿児島市鴨池新町10番1号
- 3 落札者を決定した日
令和 2 年 8 月 20 日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社 J E C C
東京都千代田区丸の内三丁目 4 番 1 号
- 5 落札金額
414,480,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和 2 年 7 月 10 日

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第47号

平成24年 2 月 28 日鹿児島県選挙管理委員会告示第 1 号（不在者投票を行うことができる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

令和 2 年 9 月 8 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

1 の表に次のように加える。

323	井ノ上病院介護医療院	鹿屋市王子町3980番地 1
-----	------------	----------------

2 の表39の項を削り、同表に次のように加える。

225	特別養護老人ホーム青松苑	日置市日吉町日置1193番地 1
226	特別養護老人ホームシルクロード七福神	鹿児島市紫原五丁目13番18号

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第94号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和 2 年 9 月 8 日

鹿児島県公安委員会委員長 増田吉彦

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	Pとある魔術の禁書目録JUA	株式会社JFJ	0P0703
ぱちんこ遊技機	P閃乱カグラ2V2A	株式会社高尾	0P0683
ぱちんこ遊技機	P銭形平次2V3B	株式会社高尾	0P0640
ぱちんこ遊技機	PLパン三世112YZ7	株式会社平和	0P0671

公安委員会公告

令和 2 年度駐車監視員資格者講習及び認定考査実施公告

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第51条の13第1項第1号イ及びロの規定に係る令和 2 年度駐車監視員資格者講習及び認定考査を次のとおり実施する。

令和 2 年 9 月 8 日

鹿児島県公安委員会委員長 増田吉彦

1 実施日時

(1) 駐車監視員資格者講習の日時

ア 講習

令和 2 年10月20日（火）及び同月21日（水）午前 9 時から午後 5 時まで

イ 修了考査

令和 2 年10月27日（火）午前 9 時から午前10時まで

(2) 認定考査の日時

令和 2 年10月27日（火）午前 9 時から午前10時まで

2 実施場所

鹿児島県市町村自治会館 5 階501会議室（鹿児島市鴨池新町 7 番 4 号）

3 定員

講習及び認定考査の人員を合わせて 6 人

4 講習及び認定考査の方法

(1) 講習項目

ア 交通警察総説

イ 新たな駐車対策法制及び駐車監視員制度の概要

ウ 放置車両の確認に必要な基礎知識

エ 放置車両の確認等の実施要領等

オ 基本的心構え及び職務倫理

(2) 修了考査の実施

(1)の講習項目に関し、受講者が講習事項を理解したか否かの修了考査を実施する。

なお、修了考査の結果、一定基準を満たした者については、確認事務の委託の手續等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号。以下「委託規則」という。）第9条第1項に規定する駐車監視員資格者講習修了証明書を交付する。

(3) 認定考査の実施

駐車監視員資格者講習の課程を修了した者と同等以上の技能及び知識を有すると認められる者であるかの審査をするため、認定考査を実施する。

なお、認定考査の結果、一定基準を満たした者については、委託規則第10条第4項に規定する認定書を交付する。

5 講習及び認定考査の申請手続

(1) 講習の申請手続

ア 提出書類等

(ア) 講習を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、確認事務の委託法人の登録手続等に関する規則（平成17年鹿児島県公安委員会規則第12号。以下「規則」という。）第4条第1項に規定する駐車監視員資格者講習受講申込書（以下「申込書」という。）に必要事項を記入して申込者の住居地を管轄する警察署に申込者本人が提出すること。

なお、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、申込者本人の委任状を併せて提出すること。

(イ) 申込みの際には、委託規則第7条第2項に規定する写真（申込み前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真。以下同じ。）1枚を申込書に貼り付けて提出すること。

(ウ) 申込書については、鹿児島県警察本部交通指導課及び鹿児島県内の警察署で交付を行う。

イ その他

アの申込書提出後、申込者に駐車監視員資格者講習受講票が送付されるので、申込者は講習受講の際は必ず同受講票を提出すること。

(2) 認定考査の申請手続

ア 提出書類等

(ア) 認定考査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第5条第1項に規定する認定申請書（以下「申請書」という。）に必要事項を記入して申請者の住居地を管轄する警察署に申請者本人が提出すること。

なお、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、申請者本人の委任状を併せて提出すること。

(イ) 申請の際には、委託規則第7条第2項に規定する写真1枚を申請書に貼り付け、委託規則第10条第3項に規定する書類を添付しなければならない。

(ウ) 申請書については、鹿児島県警察本部交通指導課及び鹿児島県内の警察署で交付を行う。

イ その他

アの申請書提出後、申請者に駐車監視員資格者認定考査受検票が送付されるので、申請者は認定考査の際は必ず同受検票を提出すること。

6 手数料

(1) 講習手数料

講習手数料 20,000円

20,000円分の鹿児島県収入証紙を申込書に貼り付けて提出すること。

なお、申込書を受け付けた後は、講習手数料は返還しない。

(2) 認定申請手数料（認定考査）

認定申請手数料 4,500円

4,500円分の鹿児島県収入証紙を申請書に貼り付けて提出すること。

なお、申請書を受け付けた後は、認定申請手数料は返還しない。

7 受付期間

令和2年9月11日（金）から同月28日（月）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、講習及び認定考査の人員が合わせて6人になり次第受付を終了する。

8 修了考査及び認定考査の合格者の発表

修了考査及び認定考査終了後、当日中に合格者を発表する。

9 その他

(1) 注意事項

駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を修了し、又は駐車監視員資格者講習の課程を修了した者と同等以上の技能及び知識を有すると認められても、次のいずれかに該当する場合には、駐車監視員資格者証の交付を受けることはできない。

ア 18歳未満の者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 禁錮以上の刑に処せられ、又は法第119条の2第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

エ 集团的に、又は常習的に委託規則第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの

カ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

キ 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

ク 駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して2年を経過しない者

(2) 問合せ先

本件についての問合せは、鹿児島県警察本部交通指導課（代表電話099-206-0110内線5126）又は鹿児島県内の最寄りの警察署に対して行うこと。